政　令

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第一号

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年一月十六日とする。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

ガス事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二号

ガス事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百六条の三並びに第百八十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十七条第四項」を「第十九条第四項」に改める。

第七条第一項中「第十五条第六項及び第十七条第四項」を「第十七条第六項及び第十九条第四項」に改める。

第十八条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条第一項中「第五十四条」の下に「、第五十四条の八第一項」を、「第八十条」の下に「、第八十条の八第一項」を加え、同条第二項中「権限は」を「権限（法第百七十一条第一項及び第百七十二条第一項の規定による権限であつて、法第百六条の三の規定に関するものを除く。）は」に改め、同条第四項の表第十四号中「の規定」を「及び第五十四条の八第二項の規定」に改め、同表第十八号中「の規定」を「及び第八十条の八第二項の規定」に改め、同条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項第三号中「第十七条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条第二項中「（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第八条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の二条を加える。

（ガスの使用制限等）

第八条　法第百六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十七条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならない。

2　法第百六条の三第一項の規定により新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が千万立方メートル以上である小売供給契約を締結して新たにガスの供給を受けようとする者について行うものでなければならない。

（報告の徴収）

第九条　経済産業大臣は、法第百六条の三第二項の規定により、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

別表第一中「第十一条」を「第十三条」に改める。

別表第二中「第十二条、第十三条」を「第十四条、第十五条」に改める。

附　則

この政令は、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十号）の施行の日（令和五年一月十六日）から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定及び同条第四項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一